

地価税法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後 改正前

(非課税とされる土地等の範囲等)

第三条 省 略

259 省 略

10 法別表第十一号イに規定する財務省令で定める施設又は設備は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一・二 省 略

三 法別表第十一号イに規定する貨物軽自動車運送事業 次に掲げる施設又は設備

イ 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)第三十三条第一項(事業の届出)に規定する貨物軽自動車運送事業経営届出書(同規則附則第九条第一項(旧法に基づく処分、手続等の効力)の規定により当該貨物軽自動車運送事業経営届出書とみなされるものを含む。)に記載した営業所、自動車車庫及び乗務員の休憩又は睡眠のための施設

ロ 専ら貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第一項第三号ハに規定する事業用自動車のために使用する洗車場等

四 省 略

115 省 略

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 省 略

2 令第十七条第二項第一号に規定する財務省令で定める区域は、次の各号に掲げる施設又は設備の区分に応じ当該施設又は設備の外壁その他の工作物から当該各号に定める距離だけ離れた点の軌跡で囲まれた区域とする。

一 省 略

二 危険物の規制に関する政令第二条第一号(貯蔵所の区分)に規定する屋内貯蔵所(同令第十条第三項(屋内貯蔵所の基準)の屋内貯蔵所並びに危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第一項(特定屋内貯蔵所の特例)、第十六条の二の六第一項(高引火点危険物の特定屋内貯蔵所

(非課税とされる土地等の範囲等)

第三条 同 上

259 同 上

10 同 上

一・二 同 上

三 同 上

イ 貨物自動車運送事業法施行規則(平成二年運輸省令第二十一号)第三十三条第一項(事業の届出)に規定する貨物軽自動車運送事業経営届出書(同規則附則第八条第一項(旧法に基づく処分、手続等の効力)の規定により当該貨物軽自動車運送事業経営届出書とみなされるものを含む。)に記載した営業所、自動車車庫及び乗務員の休憩又は睡眠のための施設

ロ 専ら貨物自動車運送事業法施行規則第三十三条第一項第三号ニに規定する事業用自動車のために使用する洗車場等

四 同 上

115 同 上

(課税価格の計算の特例の対象とされる土地等の範囲等)

第五条 同 上

2 同 上

一 同 上

二 危険物の規制に関する政令第二条第一号(貯蔵所の区分)に規定する屋内貯蔵所(同令第十条第三項(屋内貯蔵所の基準)の屋内貯蔵所並びに危険物の規制に関する規則第十六条の二の三第一項(特定屋内貯蔵所の特例)及び第十六条の二の六第一項(高引火点危険物の特定屋内貯蔵

の特例)及び第十六条の二の十第一項(蓄電池により貯蔵される危険物の特定屋内貯蔵所の特例)の屋内貯蔵所を除く。)当該屋内貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋内貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イ ロからホまでに掲げる屋内貯蔵所以外の当該屋内貯蔵所 危険物の規制に関する政令第十条第一項第一号又は第二項の規定によりその例によるものとされる同令第九条第一項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

ロ・ハ 省 略

二 危険物の規制に関する規則第十六条の二の十一第一項(蓄電池により貯蔵される高引火点危険物の屋内貯蔵所の特例)の屋内貯蔵所 同条第二項の規定により適用される同規則第十六条の二の四第二項第一号の規定によりその例によるものとされる同規則第十三条の六第三項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

ホ 省 略

三 危険物の規制に関する政令第二条第二号に規定する屋外タンク貯蔵所(危険物の規制に関する規則第二十二条の二の八第一号及び第三号(特例を定めることができる屋外タンク貯蔵所)に掲げる屋外タンク貯蔵所を除く。)当該屋外タンク貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋外タンク貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イ・ロ 省 略

ハ 危険物の規制に関する規則第二十二条の二の三第一項(高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例)の屋外タンク貯蔵所 同条第三項第一号の規定によりその例によるものとされる同規則第十三条の六第三項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

四 四十八 省 略

3 5 7 省 略

8 法第十七条第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該土地等が法別表第二に掲げる土地等(同表第九号に掲げる土地等を除く。)(又は同項に規定する土地等のいずれかに該当することにつき、これらの土地等(これらの土地等の部分がこのらの規定の適用があるものであるときは、これらの土地等の部分。以下この項において同じ。))の次の各号に

所の特例)の屋内貯蔵所を除く。)当該屋内貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋内貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イ ロからニまでに掲げる屋内貯蔵所以外の当該屋内貯蔵所 危険物の規制に関する政令第十条第一項第一号又は第二項の規定によりその例によるものとされる同令第九条第一項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

ロ・ハ 同 上

二 同 上

三 危険物の規制に関する政令第二条第二号に規定する屋外タンク貯蔵所(危険物の規制に関する規則第二十二条の二の六第一号及び第三号(特例を定めることができる屋外タンク貯蔵所)に掲げる屋外タンク貯蔵所を除く。)当該屋外タンク貯蔵所の次に掲げる区分に応じ当該屋外タンク貯蔵所の位置に係る基準として定められた次に定める距離のうち最も短い距離

イ・ロ 同 上

ハ 危険物の規制に関する規則第二十二条の二の三第一項(高引火点危険物の屋外タンク貯蔵所の特例)の屋外タンク貯蔵所 同条第三項第一号の規定によりその例によるものとされる同規則第十三条の六第三項第一号ハに定める距離又は同号ただし書に規定する距離

四 四十八 同 上

3 5 7 同 上

8 同 上

掲げる区分に応じ当該各号に定める者が証明した書類でこれらの土地等の所在地及び面積の記載があるものを、これらの規定の適用を受けようとする年の課税時期に係る法第二十五条第一項の規定による申告書の提出期限（その年の課税価格が基礎控除の額以下であるときは、当該申告書の提出期限に相当する日）の翌日から七年間、その者の納税地において法第三十条の規定により備え付ける帳簿と併せて保存しなければならない。

一〇五 省 略

六 法別表第二二号ホに掲げる者の同号ホに規定する貯蔵施設又は特定供給設備の用に供されている土地等のうち同号に掲げるもの 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の登録、同法第八条（販売所等の変更の届出）の届出又は同法第三十六条第一項（貯蔵施設等の設置の許可）若しくは第三十七条の二第一項（変更の許可）の許可に係る経済産業大臣、都道府県知事又は同法第三条第一項に規定する指定都市の長

七〇十四 省 略

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

一〇五 同 上

六 法別表第二二号ホに掲げる者の同号ホに規定する貯蔵施設又は特定供給設備の用に供されている土地等のうち同号に掲げるもの 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三条第一項（事業の登録）の登録、同法第八条（販売所等の変更の届出）の届出又は同法第三十六条第一項（貯蔵施設等の設置の許可）若しくは第三十七条の二第一項（変更の許可）の許可に係る経済産業大臣又は都道府県知事

七〇十四 同 上